

あわら市伊井小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対にゆるされない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とします。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり互いに助け合う心と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育をすすめることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、社会的に弱い立場にある児童や、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

○体験活動の推進

異学年との交流、自然体験活動、集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・学校生活が楽しくなるように努めている。
- ・児童理解に積極的に努めている。

【児童】

- ・学校に来るのが楽しい。
- ・学校の先生は、自分の話を聞いてくれる。

【保護者】

- ・子どもたちは学校に行くのが楽しいと思っている。
- ・学校では、子どもの相談に応じたり、「ハートふれあい週間」による面談等で、児童理解に努めている。

(3) いじめの未然防止

○自尊感情を高める学習活動や学級活動、行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに心がけます。また、学級活動や児童会活動など主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組を行います。

○人権教育・道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切です。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うこととします。

○いじめ防止指導計画の整備

いじめの未然防止のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があります。年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組めます。

○いじめ防止研修の実施

県・市教育委員会主催の伝達講習などいじめ・不登校防止の研修を実施します。

○保護者や地域への働きかけ

授業参観において、保護者に道徳や特別活動の時間を公開します。さらに、PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。

また、放課後児童クラブやスポーツ少年団などと児童の情報を共有します。

○インターネットや情報機器に関する指導

昨年度より、本格的にタブレット使用が始まり、その利用ルールについてしっかりと指導を行います。さらにインターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等）の利用について、保護者とともに、危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

休み時間や昼休み時の会話等の機会に、児童の様子に目を配ります。「児童がいる所に教職員がいる。」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けます。また、連絡帳などを通じて、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にし、信頼関係を築きます。

○アンケートの実施

年3回の児童アンケート・年2回の保護者アンケート調査を行い、児童の実態を把握すると共に保護者の考えを知り、さらに、教職員向けのいじめアンケートも行うことで、学校全体でいじめの未然防止に取り組みます。またその後の教育相談に活かしていきます。

○教育相談の充実

日常生活の中での教職員の声かけなど、児童が日頃から気軽に相談できる環境を作ります。また、定期的に教育相談週間（ふれあいハート週間）を設けて、児童を対象に教育相談を実施します。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当

（活動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り

・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議

・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践

・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

【様式 2】

5 いじめ対策の年間行動計画

【様式 3】